

新行政経営戦略における取組予定一覧

1 市の経営方針に基づく行政運営の推進

(1)経営方針の設定

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	経営方針の設定方法の確立	実施計画策定作業に併せて、まずは市長方針を示し、安定的に部経営方針、課長方針、個人目標の設定につなげていくことが課題である。	島田市経営方針の設定手順の確立	経営方針の設定について検証、改善を行い、平成32年度分の作業(平成31年度に実施)までに設定手順を確立する。	経営管理課

(2)方針管理制度の充実

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	方針管理制度の充実	方針管理シートにおける課長方針の作成に当たり、目標(目指すべきゴール)、目標を達成するための方策、管理指標、目標値の設定がうまくいっていない。	方針管理における目標、方策、管理指標、目標値の点検等により個別事業のPDCAの質を向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> 方針管理シート(目標、方策、管理指標、目標値)の継続的な点検の実施 研修の実施 	経営管理課
継続	トータル・マネジメントの仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 方針管理制度を、人事考課の前段として実施していた目標管理制度とつなげることにより、市長方針から職員個人の目標管理までを一体のシステムとして構築した。 今後は、総合計画、行政評価、予算編成等のシステムが連携するトータル・マネジメントの仕組みを構築することが課題である。 	トータル・マネジメントの仕組みを構築により、PDCAサイクルを連動させ、効率的な行政経営を目指す。	方針管理制度を軸とし、総合計画、行政評価、予算編成、人事考課などの各システムが連携するトータル・マネジメントの仕組みを構築する。	経営管理課

2 人材育成の推進

(1)意識改革と意欲の喚起

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	職員意向調査を踏まえた人事異動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動は、所属の意向だけでなく、職員の意向についてもできる限り配慮している。 ・職場での人間関係や職務内容の不適応等で悩む職員もいるが、全体のバランスを考慮することを優先している。このため、異動先希望達成率60%は妥当であると考えている。 ・引き続き、意向調査書の提出率を高い水準で維持することにより、適材適所の人事異動につながるものと考ええる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査書の提出率75%以上を維持することを目標とする。 ・希望達成率60%を目標とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動の方針を明文化し、毎年度メンテナンスしていく。 ・人事異動の内示時には概要を添付し、職員の納得性を高めるとともに、必要に応じて所属長や人事当局から本人に説明し、モチベーションの向上を図る。 	人事課
継続	年間研修計画に沿った研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年職員研修計画を策定し、自主研修、職場実務研修、職場外研修を実施している。職場実務研修では、庁内実務研修として、会計事務等実務を学ぶ研修だけでなく、地方創生等の新鮮な話題について時期を得て行うとともに、職員のプレゼンテーション能力の向上も併せて目的としていく。 ・職場外研修では、定例の階層別研修だけでなく、市町村アカデミー等派遣研修に加え、講演会研修として「時局講演会」を開催し、潮流を知る組織風土の醸成に取り組むものとする。 ・情勢に敏感で、また視野が広く先進的なアイデアを生み出せる職員を育てることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内実務講座の講座件数を、年間10件以上とする。 ・幅広い研修機会を設け、研修の総受講者数を年間500人以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えばグループウェアで研修報告を庁内公開するなど、職員間で研修成果を共有化し、費用対効果を挙げていく。 ・アンケートなど、幅広く職員の意見を取り入れ、職員のニーズや時代に合った研修の実施に努める。 	人事課
継続	自らの経験やありたい将来像について考慮しながら、自らの職務を形成する職員を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアデザインの必要性や求められるスキルの明確化が必要。特に今後は女性職員に配慮した研修メニューも重要となる。 ・新規採用内定者と採用1年目、2年目職員のフォローアップ研修において、早い段階から自己研鑽の定着に努めている。 ・優れたアイデアがあっても提案しにくい風土でないか危惧されるため、モチベーション維持のため、職場環境の現状把握をし、必要に応じ見直しを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新採内定者と採用1、2年目職員のフォローアップ研修の年5回の開催。 ・階層別研修(主事・主査級)のそれぞれ年1回の開催。 ・風土調査の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新規採用内定者と採用1年目、2年目職員のフォローアップ研修での自己研鑽の定着化に努める。 ・階層別研修(主事・主査級)での自己研鑽の定着化。 ・風土調査の実施。 	人事課

(2)資質の向上と多様な人材の活用

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	島田市人材育成基本方針に基づく、求められる職員像の育成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修により、人材育成基本方針に基づく求められる職員像の育成を実施している。 ・平成28年度新人事評価制度の正式導入に伴い、職員研修への参加を評価の対象として位置付けている。 ・全職員が人事評価制度、人材育成基本方針、各研修を連動して捉えられるよう職員へ周知していくことが重要。 	庁内実務講座等による研修年1回以上の開催	職員の理解度を把握しつつ、適宜、適切なメンテナンスを行う。	人事課
継続	保育士の資質と保育行政の向上のため、他市、民間保育園と人事交流を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・配属先が限られる保育士は、閉鎖的・硬直化した無気力な状況に陥る恐れがある。 ・他市、民間保育園のそれぞれの良さを認識することで、知識、技術、人脈等を活かすことで双方の資質向上を目指す。 ・また、客観的に市の保育園を見ることにより、問題点の発掘を目指す。 ・人数の少ない保育士ということで、交流先・交流元とも対象者の選考に苦慮していくことが予想される。 	毎年1人以上の保育士の人事交流を行う。	交流先の市の要求に配慮しつつ、安定した人事交流を継続する。	人事課
継続	通信教育受講者に対して受講料援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料の1/2相当額を援助している。(1講座2万円を限度) ・自分のペースで、自宅でも手軽に学べる手法であり存在意義は大きい。また、低コストで実施できている。 ・多忙な業務の中での自主研修のため、受講者の確保に苦慮している。 	年間5人以上の通信教育受講	<ul style="list-style-type: none"> ・業務やキャリアデザインに繋がる魅力ある講座をそろえることで、受講者数の増を目指す。 ・この制度の存在、通信教育の利点などを職員へ発信し、認知度を高めていく。 	人事課
継続	任期付採用制度による専門職の任用・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政ニーズの多様化と高度化、業務量の増加に対応するために、また、既成概念に捉われない事業を展開し他団体との差別化を図るため、高度で専門的な知識を有する任期付職員の役割や必要性は年々増大している。 ・平成29年度当初において、9人の任期付職員を任用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期付職員の任用を10人程度で維持していくことを目標とする。 ・定員管理数に算入されるため闇雲に人数を増やすことは得策ではないが、必要性を勘案し、適宜増減を判断していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員管理や正規職員採用数とのバランスに最大限の配慮をしつつ、必要な職種や人材を見極めて、任期付職員を任用する。 ・本人の実績や所属の意向等を踏まえて、必要に応じて任期を延長する。 	人事課

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	再任用制度の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズの多様化、高度化や業務量の増大化に対応するため、定年退職後の職員についても、その技術等を活かし、後輩職員に継承していくことを目的に再任用している。 平成29年度当初において、22人(※)の再任用職員を任用している。 ※ 定員管理計画対象者714人中 	<ul style="list-style-type: none"> 再任用職員の任用を25人(±3人程度)で維持することを目標とする。 短時間の再任用職員についても、任用を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 定員管理や正規職員採用数とのバランスに最大限の配慮をしつつ、再任用職員を必要とする所属と本人の意向とのマッチングを図り、定年退職後の職員を再任用する。 定員管理外となる短時間再任用職員については、臨時職員・非常勤職員との住み分けや予算に配慮しつつ任用していく。 	人事課

(3)人事評価制度の充実

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	人事評価制度の定着	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法の改正を受け、平成28年度から人事評価制度を正式導入した。 職員間・所属間で、評価基準の統一化が図られているとは言い難く、納得性や公平性が十分得られていない状況である。 将来的には、人事評価の結果を処遇に反映させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価(評価者、被評価者)研修を毎年度実施し、被評価者については、平成33年度時点の正規職員の受講率99%を目標とする。 人事評価制度検討委員会(評価者部会、被評価者部会)を毎年度開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度に係る職員からのよくある質問をQA方式により全庁LAN掲示板で随時情報提供する。 人事評価システムについて研究し、導入経費とシステム活用によるメリットを明確にする。必要に応じてシステム導入を検討する。 人事評価結果の処遇への反映について研究及び検討をする。 	人事課

3 組織力の強化

(1)総合計画と組織の整合

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
新規	定員管理計画に基づき、計画的で効率的な人員配置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の年齢構成が不均衡であり、これを是正すること等を目的として、現行の定員管理計画は5年間で16人増とする計画となっている。 ・次期計画は、年齢構成の不均衡是正に配慮しつつも、人口規模や財政規模の縮小を見据えたものにする必要があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織・人員配置のヒアリングは、調査票の記載内容から判断し、必要な所属のヒアリングを行う。 ・人事異動に係る部長及び所属長のヒアリングは、実施率100%を目標とする。 ・平成31年度中に、計画期間を5年間とする次期定員管理計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員管理計画に基づき、必要な職種や人材を見極め、計画的な職員採用を行う。 ・事務事業のバランスや職員の心身等状況は刻々と変化していくため、行政組織・人員配置のヒアリングと人事異動に係るヒアリングにより状況を詳細に把握し、組織力が最大限に発揮できる人員配置を行う。 	人事課
継続	総合計画の施策体系・目的に合致した組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からの組織については、平成29年度に策定作業を行っている新総合計画(案)に合わせ編成している。 ・今後、推進施策として継続していく必要がある。 	組織を総合計画の施策体系と目的に沿った組織へ再編する。	毎年、各課とのヒアリングを行い、課題解決するとともに政策推進型の行政運営体制への転換、外部環境変化への対応、市民にとっての利便性の向上を図っていく。	経営管理課

(2)組織内分権の推進

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	意思決定の仕組みの見直し	<調整中>	<調整中>	<調整中>	経営管理課
継続	決裁権限の移譲	<調整中>	<調整中>	<調整中>	経営管理課
継続	予算の枠配分の検討	<調整中>	<調整中>	<調整中>	財政課
継続	人員の枠配分の検討	<調整中>	<調整中>	<調整中>	人事課

(3)横断的行政課題への対応

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく横断的な協議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で誰もが最期まで自分らしく暮らすことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が求められている中、平成28年度に健康福祉部5課による包括ケア連絡会議を実施。平成29年3月に「島田市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、島田市の目指す姿を示した。 ・「地域包括ケアシステム」の構築にあたっては、職員が課題を共有し、必要な取組や具体化に向けた手法等を関係部署が検討し、実施していく必要がある。 	「地域包括ケアシステム」構築に向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく横断的協議を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域包括ケアシステム」の職員向け周知の実施(講演会の継続実施等) ・所属の枠を越えた、課題や情報共有の実施 ・「地域包括ケアシステム」構築に向けた、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく横断的協議の実施 	包括ケア推進課
継続	国指定史跡・島田宿大井川川越遺跡の保存・管理・活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・島田宿大井川川越遺跡整備基本計画を策定中 ・街道への自動車の制限。迂回路の設置。 ・景観の規制。 ・飲食物販施設の誘致。 ・文化財保護・観光振興・住民生活の両立。 	整備基本計画の策定	川越遺跡整備委員による協議及び市内の横断的グループによる調査研究に基づき、30年度に川越遺跡整備基本計画を策定する。	文化課
継続	新東名島田金谷IC周辺開発プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新東名島田金谷IC周辺地区において、都市的土地利用を進め「稼ぐ拠点」を創出することを目指し、賑わい交流拠点施設の開業や工業用地の造成に向けて、用途地域の指定や基盤整備作業を進めている。 ・賑わい交流拠点施設には、マルシェや特産品の販売所、観光案内所機能を盛り込む予定であり、農林及び商工・観光担当課との調整が必要である。 ・用途地域指定後の個別用地の開発について、所管課である都市政策課と連絡調整を行い進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新東名島田金谷IC周辺地区の都市的土地利用の推進のために、関連する部署の連携を強化する。 ・関係課(戦略推進課、都市政策課、農林課、商工課、観光課)によるプロジェクト会議の開催 24回 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト会議開催による進捗状況の共有(月2回程度) ・賑わい交流拠点施設におけるマルシェや観光案内所設置に向けたワーキング会議への参加 ・関係課職員による先進地視察 	内陸フロンティア推進課
継続	市内で連携し債権管理事務の一層の適正化を図る。	債権管理に対する意識の高さについては、所属によりばらつきがある。	関連する部署の職員間で債券管理に関する知識や債権管理状況の共有化を図る。	関連する部署の職員で組織する債権管理委員会の開催	経営管理課

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
新規	「しずおか中部連携中枢都市圏」における連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や人口減少が進む中であっても、行政サービスを維持しつつ新たな行政ニーズに柔軟に対応していく必要がある。 ・他の自治体との連携による効果的・効率的な施策展開が求められている。 	<p>「しずおか中部連携中枢都市圏」において、構成する5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）がそれぞれ主役となる多極分散型の連携を進め、地域経済の活性化や生活関連機能サービスの向上、都市機能の集積・強化を図る。</p> <p>「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン（H29～H33年度）」で設定している取組分野ごとのKPIの達成を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン 登載事業」の評価検証（KPI達成状況など）に基づき、毎年度、必要な見直しを行う。 ・実施計画策定に合わせて各課事業の広域連携可否を調査するなど、毎年度の「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」の見直しの際に、当市の連携要望を構成市町に伝え、協議するスキームを作り、実効性のある取組につなげる。 	戦略推進課
新規	志太3市市長会談合意事項に係る取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や人口減少が進む中であっても、行政サービスを維持しつつ新たな行政ニーズに柔軟に対応していく必要がある。 ・他の自治体との連携による効果的・効率的な施策展開が求められている。 	志太3市市長会談を通じ、志太圏域における行政サービスの維持・向上や地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・志太3市市長会談を継続開催し、合意事項の実現に向け、所管課を交えた連携事業調整会議を開催する。 ・過去の会談で合意された事項の取組状況等を把握し、更なる連携や業務改善の必要性について検討・調整する。 	戦略推進課

4 効率的・効果的な行政運営の推進

(1)行政評価制度の創設

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	総合計画及び実施計画の評価制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・現行政経営戦略において、総合計画基本計画、実施計画の成果目標の設定を行ったが、評価の手法が確立されていない。 ・評価制度に関する戦略推進課と経営管理課の役割が明確になっていない。 ・実施計画と方針管理が連動しきれていない。 	評価制度を構築し、PDCAサイクルの成果を後期基本計画につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画、実施計画の目標に対する評価の手法を検証する。 ・実施計画と方針管理制度をつなげる。 	経営管理課

(2)業務の標準化

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
新規	作業手順書の作成と活用・定期的な見直し	<調整中>	<調整中>	<調整中>	経営管理課

(3)業務改善の推進

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	職員提案制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 職員自らが業務改善を行った実績提案が少ない。平成28年度提案 123件 うち実績提案 26件 職員の業務改善への意識改革を行うための取組が必要である。 実績提案は、職員が自ら実践した改善であるため、実現が難しいアイデア提案より高く評価される必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の業務改善意識の定着化を図る。 平成33年度 職員提案(実績提案) 120件 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内グループウェアの掲示板等を活用し、他市の優れた業務改善の事例等を定期的に示し、積極的な改善の実践と提案を促す。 職員が実践した業務改善の職員間における共有化及び職員提案に対する意識を高めるため、職員提案審査の一環として職員投票を行う。 優れた提案については事例発表を行い、改善実践例の全庁内への展開を図るとともに、更なる職員の改善意欲の高揚を図る。 毎年、取り組み結果を検証し、職員の改善意識が定着するよう制度の見直し等を検討し取り組んでいく。 	経営管理課
新規	スクラップ・アンド・ビルドの手法の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少社会を迎える中、予算規模が拡大している。 増えていく事業に対し、人員が不足している。 事業ビルドが先行し、事業スクラップができていない。 事業スクラップ、事業の優先順位に関する職員の意識が低い。 	事業の適切なスクラップ・アンド・ビルドの手法を研究し、行政コストを適正化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 事業スクラップ手法の調査・研究 行政評価制度との連動に関する調査・研究 研修の開催 事業のスクラップ・アンド・ビルドに関する方針の策定 	経営管理課

(4)新規事業事前評価の仕組みづくり

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	新規事業事前分析制度の本格運用	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業の政策効果に係る事前分析を平成29年度から試行している。 実施計画、予算編成、立法法務と連動していない。 	新規事業の政策効果に係る事前分析を実施計画、予算編成、立法法務とつなげ、本格運用を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> 関係課とともに実施計画、予算編成、立法法務と連動する仕組みを構築する。 実施計画、予算編成、立法法務の書式を統一する。 	経営管理課

5 財政の健全化

(1)多様な収入の確保

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	低・未利用の公的不動産の貸付や不要な土地・建物の売却の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の再編が進んだ場合、未利用となる公的不動産(土地・建物)が発生すると見込まれるが、これらの利活用に関する検討プロセスが確立されていない。 ・各課が所管する行政財産の利活用の状況を一元的に把握する体制が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的不動産の貸付・売却に関する一般的な判断基準等を明示するため、指針を整備する。 ・利活用の状況に関する情報の共有に向け、資産経営会議を定期的で開催し、全庁的な視点から利活用策を検討する体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方自治体における先進事例(公民連携手法の活用等)の調査研究を通して、利活用策検討に当たってのポイントを整理する。 ・公的不動産の利活用に関する指針を整備する。 ・具体的な案件について資産経営会議等で協議する。 	財政課
新規	広告収入などの新たな自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本庁舎正面玄関ロビーに広告付き案内表示板を設置し、庁舎案内と市内主要施設の案内表示を行っている。 ・広告付き案内表示板の設置により、行政財産使用料とともに広告掲出料として市の収入を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎だけでなく他の施設、また建物だけでなく土地や道路等についても、広告掲出等による新たな自主財源の確保と市有財産の有効利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施設における案内表示板等の設置可能性について関係課と協議する。 ・他市の実施事例について、調査を進める。 ・業者から、他の自治体への設置実績や提案等について情報収集を行う。 	財政課
継続	広告収入などの新たな自主財源の確保	ホームページバナー広告収入が減少傾向にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのCMS更新。 ・スマホやタブレットも含んだ閲覧件数ホームページ閲覧件数を増加させ、バナー広告収入を増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度において、ホームページCMSの更新を行う。 ・平成31年度以降はホームページを効果的に運用し、閲覧件数を増加させる。 	広報課
継続	ふるさと寄附金返礼品送付事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度は寄附額93,949,001円、平成27年度は寄附額25,303,000円であった。 ・平成29年4月1日の総務省通知を受けて、平成29年9月1日よりお礼の品の返礼率を3割に変更したことにより寄附件数が大幅に減っている。返礼率を見直していない自治体に寄附が流れたことが原因であると思われる。 ・今後はさらなる地場製品の掘り起こしや、積極的なPR、また寄附の使い道のアピールの仕方を工夫して行く必要がある。 	ふるさと寄附制度を通じて地場産品など島田の魅力を全国にPRし、地場産業や観光を活性化させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・既に協力をいただいている事業者には、さらなるお礼の品の提案を呼びかけ、平行して新規事業者の掘り起こしをする。 ・ポータルサイトの増設や広告媒体の活用など積極的にPR活動をすることにより、寄附者の目に止まる機会を増やす。 ・ふるさと寄附事業の本旨に立ち戻り、島田市の魅力や課題などを寄附の用途によって寄附者へわかりやすく伝える。 	協働推進課

(2)公共施設マネジメントの推進

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	計画的保全サイクルの構築・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物(建物・設備)の計画的な保全(修繕・更新)の実施に関し、全庁的な視点から優先順位を付け合理的に予算を配分する方法を検討中である。 ・保全計画の検討に当たり、公共施設の再編に関する方針と連動した取組が求められる。 	<p>公共施設の品質に関する評価結果、建物・設備の耐用年数及び将来的な再編の方向性を踏まえて中期保全スケジュールを作成し、計画的に修繕・更新を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の規模を有し、かつ重要度の高い公共建築物を対象として、定期的に劣化診断を実施し、品質を適正に評価する。 ・公共建築物の修繕・更新費用の予算編成に当たり、品質評価の結果や公共施設の再編方針に基づき適正に予算が配分されるよう、必要な調整を行う。 	財政課
新規	公共施設における包括管理委託方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の維持管理業務(各種設備保守、警備、清掃、特殊建築物定期調査、日直等)は、一部を除き各施設所管課が業務委託契約締結から委託料支払いにわたる一連の事務を個別に実施している。 ・平成28年度における主要な約100施設(直営のみ)の維持管理業務の概要は次のとおり。 ○契約件数:約400件 ○支出伝票の起票件数:約2,000件 ○支出額:約2億8,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の維持管理業務のうち各施設に共通するものについて、包括的なアウトソーシングを通して、職員がコア業務に専念することができる環境を整備するとともに、専門性を持つ民間事業者の創意工夫により品質の向上とコストの削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方自治体における先進事例の調査研究を通して、包括管理委託方式のメリット・デメリットや導入に当たってのポイントを整理する。 ・各施設所管課とのヒアリングを実施し、現状把握を進める。 ・対話型市場調査(マーケットサウンディング)を通して民間事業者の意向を把握し、対象施設、業務の範囲及び要求水準を検討する。 ・事業者選定、契約を経て、複数年にわたり継続的に業務を実施する。 	財政課
新規	都市計画マスタープランを見直し、多極ネットワーク型都市構造の形成を目指したまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次総合計画及び国土利用計画の策定を踏まえ、都市計画マスタープランを見直す必要がある。 ・特に、総合計画における人口予測、人口目標を踏まえると、今後、人口減少社会は避けられず、市内に立地する商業施設、医療施設、社会福祉施設などの業務効率低下により立地が成り立たなくなり、都市機能の維持が困難となるおそれがある。 ・都市機能を維持していくために、公共交通を軸とした拠点への都市機能の集積と連携を重視した「コンパクト＋ネットワーク」を構築することにより、都市全体で一定の圏域を維持し、誰もが便利に必要なサービスを受けられ、財政面・環境面でも負担の少ないまちづくりが求められる。 	<p>立地適正化計画制度に沿って、都市計画マスタープランを見直し、「コンパクト＋ネットワーク」の構築を目指して、具体的な目標及び目標達成のための具体的な施策を位置付け、目標達成のための評価管理を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン見直しのため、課題整理、分析とともに、「コンパクト＋ネットワーク」の構築のために必要な基礎調査を実施する。 ・市民意向調査、地域懇談会など市民の意見を十分に聴取し、都市計画マスタープラン策定委員会により計画を策定する。 ・計画策定後は、目標達成のための評価管理を実施する。 	都市政策課

(3)効果的・効率的な財政運営

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	公の施設の使用料における見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度以降使用料の見直しが行われていない。 ・使用料算定において、受益者負担のあり方について基準がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の使用料における受益者負担の適正化を図る。 ・平成31年10月に使用料を改定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設に係る受益者負担の基準案を作成する。 ・基準案に基づき使用料の試算を行う。 ・関係課等と協議する。 ・行政経営会議等において協議する。 ・基準を作成する。 ・基準に基づき算定した使用料について、条例改正を行う。 ・使用料改定について、広報紙、HP、各施設等において広報し周知を図る。 ・平成31年10月に使用料を改訂する。 	経営管理課
継続	補助金等の見直し	<調整中>	<調整中>	<調整中>	経営管理課
継続	新地方公会計制度に係る財務書類の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、平成20年度決算から新地方公会計制度としての「総務省改訂モデル」形式を採用し財務書類を作成し、公表している。 ・総務省が平成27年1月に新地方公会計制度に係り「統一的な基準」を策定し、平成29年度までに新たな基準による財務書類を作成するよう要請があり、本市では本年度末までの作成、公表を進めている。 ・各自治体において統一的な基準による財務書類が作成されることにより、固定資産台帳の整備や自治体間の比較可能性の確保といった観点から財務書類のマネジメント・ツールとしての活用が期待されるため、本市においても具体的な活用方法について今後検討を進める必要がある。 	統一的な基準により作成する財務書類情報の活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的な基準により他市との比較が可能となることから、本市の位置づけを明らかにするとともに、市民一人あたりの資産額、行政コストなど、市民にわかりやすい財務情報の公表を行う。 ・公共施設マネジメントにおける施設の統廃合を進めるに当たり、フルコスト情報の活用を図る。 ・固定資産台帳と公有財産台帳等の統合による資産情報の一元管理を図る。 ・県が主催する行政経営研究会、静岡県市政事務研究会財政部会、中部3市財政事務研究会などを通じ、活用方法の検討を進める。 	財政課

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
新規	土曜開庁・平日時間延長、行政サービスセンターのあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月から市民課の平日時間延長業務を週3回(月、水、金)に縮小した。また、金谷南支所及び川根支所は、週1回(木曜日)とし、併せて金谷南支所で実施していた土曜開庁業務を廃止した。 ・平成29年1月から、個人番号カードを利用したコンビニでの住民票の写し等の証明書発行サービスを開始した。 ・市民の意見の収集(アンケート実施)やコンビニ交付の利用状況等を検証し、土曜開庁・平日時間延長、行政サービスセンターのあり方を検討する必要がある。なお、平成32年度から土曜開庁業務を廃止する(併せて行政サービスセンターの証明書交付業務を廃止する)ことが決定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜開庁、平日時間延長(市民課、金谷南支所、川根支所)実施について再検討する。 ・行政サービスセンターのあり方について、業務の削減(廃止)を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での市民アンケートの実施を行う。(市民課、南支所、川根支所、行政サービスセンター) ・アンケート結果、各窓口での利用状況、コンビニ交付状況の分析を行う。 ・市民課、南支所、川根支所の平日時間延長の改正案を作成する。 ・行政サービスセンターの業務削減(廃止)の検討を行う。 ・必要に応じて条例改正を行う。 ・必要に応じて広報紙、HP、各施設等において広報し周知を図る。 	市民課
継続	指定管理者制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対する監督の徹底等制度の適正な運用を図るため、施設所管課及び指定管理者における制度の理解を深めるよう努める必要がある。 ・指定管理者制度を規定する地方自治法に記載のない自主事業について、考え方を整理する必要がある。 	制度の適切な運用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明会開催 ・指定管理者候補者選定・評価の実施 	経営管理課
継続	中部学校給食センターの調理業務委託化	<ul style="list-style-type: none"> ・南部学校給食センターの調理業務・全校への配送・全校での配膳業務の委託を実施している。 ・中部学校給食センターの調理業務委託を実施する時期について、現在いる正規職員(調理員)21人の配置等を考慮し、開始時期を決定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部学校給食センターの調理業務、全校への配送、全校での配膳業務の委託を継続する。 ・中部学校給食センターの調理業務を民間委託の委託時期、方向性を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部学校給食センターの調理業務、全校への配送、全校での配膳業務の委託の次期委託(平成32年度～平成36年度)を契約する。 ・正規調理員の配置について関係各課と協議する。 ・中部学校給食センター調理業務の委託時期、方法を決定する。 ・委託業者の選定方法、委託内容の検討をする。 ・委託金額の算定をする。 	学校給食課

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課																		
継続	財源の確保とともに、納税の責任と公平性の観点から、国民健康保険税の収納率を向上させる。	<p>ここ数年は徴収努力により収納率は上昇しているが、保険税負担の公平性確保の観点から、収納率向上のための取組みをさらに強化し、新規滞納者を増加させないことが課題である。</p> <table border="1"> <tr> <td>現年分</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度分</td> </tr> <tr> <td>未納額</td> <td>127,434,742円</td> <td>99,328,834円</td> </tr> <tr> <td>収納率</td> <td>94.66%</td> <td>95.61%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度分</td> </tr> <tr> <td>未納額</td> <td>509,245,177円</td> <td>441,264,072円</td> </tr> <tr> <td>収納率</td> <td>25.08%</td> <td>26.97%</td> </tr> </table>	現年分	平成27年度	平成28年度分	未納額	127,434,742円	99,328,834円	収納率	94.66%	95.61%	滞納繰越分	平成27年度	平成28年度分	未納額	509,245,177円	441,264,072円	収納率	25.08%	26.97%	平成33年度まで現年収納率95%を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> ・催告書の送付、休日納税相談の開設(9月、12月、3月) ・国保税決定通知書発送時など様々な機会を捉えて口座振替を勧奨する。 ・差押予告書等を発送しても納付がない者に対しては、早期に財産調査を実施し、滞納処分に着手する。 ・滞納整理に関する情報収集や徴収連携のため、納税課と相互協力体制を密にする。困難事案については、静岡県滞納整理機構へ徴収事務の引継ぎを行う。 ・被用者保険加入者の国保脱退の勧奨等を行い、資格の適正化を継続する。 ・滞納者への簡易申告書の提出を勧奨する。 ・居所不明者の実態調査を実施する。 	国保年金課
現年分	平成27年度	平成28年度分																					
未納額	127,434,742円	99,328,834円																					
収納率	94.66%	95.61%																					
滞納繰越分	平成27年度	平成28年度分																					
未納額	509,245,177円	441,264,072円																					
収納率	25.08%	26.97%																					
継続	学校給食費の収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度の学校給食費は、各小中学校で徴収管理しているが、未納となった場合、過年度の給食費未納者は学校給食課で管理している。 ・児童手当受給対象者は、その支給にあわせた納付相談及び児童手当からの申し出による徴収を行い、成果をあげているが、数年前の未納者からの徴収に苦慮している。 	学校給食費の収納率を向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率を向上させる。 現年度収納率 99.8%以上 過年度収納率 30.0%以上 ・過年の未納者については、引き続き訪問し納付を促していくとともに、債権管理委員会の意見を聞き、適正な処理を行う。 	学校給食課																		
継続	市税の収納率の維持・向上(基幹システムの改修)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、法人市民税及び市県民税(特別徴収)については、納税者が納付書で税金を納めている。このため、納付に対する利便性が悪く日本税理士会連合会等から電子的に納税可能なサービスについて要請が高まり、国等において重点的に検討が進められている。 	収納率 現年 対前年比+0.01%、滞繰 前年収納率を維持	平成30年度 事務手続きの調査・調整 基幹システムの改修及び試験 平成31年度 事務手続きの調査・調整 eLTAX電子納税システムを導入し、基幹システムへ取り込み、収納消し込み作業を行う。	納税課																		

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	市税の収納率の維持・向上(滞納整理サブシステムの導入)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、滞納整理業務は市税基幹システムSBS情報システム「staff suite」を使用している。 ・地方税法の改正で平成28年4月より徴収猶予、換価猶予の運用を条例施行することに伴い、確定延滞金等、より適正な債権管理が求められるが、現行のシステムでは限界があり、滞納整理に特化したシステムの導入が求められる。 	収納率 現年 対前年比+0.01%、滞繰 前年収納率を維持	平成31年度滞納整理サブシステムを導入し、債権管理を行う。	納税課
継続	収納率向上のために債権管理を適正に行う(保育料)	平成27年度収納率:現年度分99.2%、過年度分23.4% 平成28年度収納率:現年度分99.3%、過年度分23.1% <ul style="list-style-type: none"> ・滞納した者に対して、督促、催告、納付相談を実施しているが、滞納処分のノウハウがなく、滞納処分が実施できていない。 ・滞納者に対して児童手当からの納付を行っている。 	現年度分収納率:99.6% 過年度分収納率:前年度収納率を維持	現年度分滞納者 <ul style="list-style-type: none"> ・督促後に実施する催告、財産調査、滞納処分の流れを作り実施していく。 ・滞納があった場合には早期に児童手当からの支払いを促す。 過年度分滞納者 <ul style="list-style-type: none"> ・納付計画どおりに納付できていない場合には、滞納処分を実施していく。 ・居所不明者の実態調査を実施する。 	保育支援課
継続	公共下水道事業の地方公営企業法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法の非適用事業(団体)である。 ・総務大臣から平成32年度までに適用に向けた準備をするようにとの要請(H27.1.27付)があった。 	平成32年度より地方公営企業法適用事業(団体)となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課と協議する。 ・関係機関(金融機関、税務署)等と協議する。 ・条例改正を行う。 ・企業会計システムを導入する。 	下水道課
継続	公営企業の経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度に上水道への経営統合を目指している。 ・上水道の経営を圧迫させない方策が必要である。 ・老朽化した施設の更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道への経営統合に向けて変更認可申請書の作成と提出 ・老朽化した施設の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30・31年度の2年間で変更認可申請の作業を実施する。 ・抜里簡易水道・犬間簡易水道・小川中平簡易水道の施設整備を実施する。 ・配水管の耐震化工事を実施する。 	水道課

6 市民との協働体制の確立

(1)透明性の向上と信頼の確保

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	行政情報の積極的な開示	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や報道に対する、各部署の主体的な情報発信が不十分。 ・行政情報の発信方法が、一元化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報支援システム「サプリー」の本格運用。 ・平成31年度中のサプリーと新CMS(ホームページシステム)の連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的なサプリー操作研修を継続する。 ・新CMSとサプリー「行事カレンダー」との連携を研究する。 ・行政が運営するイベントカレンダー等の一元化を協議する。 ・民間情報の掲載基準を作成する。 	広報課
継続	島田市附属機関等の会議の公開・会議の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への周知が不十分 ・書類の取りまとめについても事務改善が必要 	情報公開コーナーへの公表とホームページへの掲載について事務フローを見直し改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・公開の対象となる会議の拡大検討 	経営管理課

(2)市民協働の推進

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	自治基本条例の制定・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から自治基本条例の制定作業を開始し、平成29年度に条例案に対するパブリック・コメントを実施した。 ・市民、議員及び市職員に対し、協働のまちづくりに関する意識(ルール必要性)の醸成を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定し、協働のまちづくりのルールを周知する。 ・市民等、議員、市職員に対し、協働のまちづくりに関する意識の醸成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例を制定する。 ・協働のまちづくりの意識啓発を兼ね、市民と行政との対話の場の実践として、各地区でまちづくりサロンを実施する。 ・職員研修を開催する。 ・啓発用リーフレットを作成・配付する。 ・協働のまちづくりの推進に関する行動計画の策定を検討する。 	地域づくり課
継続	ファシリテーター養成研修	<調整中>	<調整中>	<調整中>	協働推進課
継続	パブリックコメントの実施	提出意見の増加及び職員への制度周知を図る取組が必要	市民等の意見を把握し市政に反映させるため、パブリックコメントの実施の徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に実施手引の活用を促し、制度の目的、対象、提出された意見等の適正な取扱い等を周知し、実施の徹底を図る。 	経営管理課

区分	取組内容	現況・課題	目標	4年間の具体的な取組事項	担当課
継続	市民団体の活動の場の充実	<調整中>	<調整中>	<調整中>	協働推進課